

評価対象年度	平成27年度	<b>政策評価シート(震災復興用)</b>	政策	6
--------	--------	-----------------------	----	---

「宮城県震災復興計画」における体系	政策名	6 安心して学べる教育環境の確保  <b>【教育】</b>	政策担当部局	総務部, 環境生活部, 保健福祉部, 農林水産部, 教育庁
			評価担当部局	教育庁

**政策の状況**

**政策で取り組む内容**

震災経験やその後の生活環境の変化に伴い、子どもたちの心は様々なダメージを受けており、また、学校施設等も甚大な被害を受けているなど、教育を取り巻く環境は未だ厳しい状況にある。このようなことから、宮城の復興を実現するためには未来を担う人材の育成が何よりも必要であることを踏まえ、家庭・地域・学校の協働のもと、すべての子どもたちが、夢と志を持って、安心して学べる教育環境を確保するため、安全・安心な学校教育の確保及び家庭・地域の教育力の再構築を図るとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動の充実にに向けた取組を進める。

特に、児童生徒等の心のケアの充実、いじめ等の問題行動の未然防止と迅速な対応、学力及び体力・運動能力の向上、学校施設等の復旧に重点的に取り組む。また、学校等における防災教育の更なる充実と防災機能の強化に努める。

**政策を構成する施策の状況**

施策番号	施策の名称	平成27年度 決算(見込) 額(千円)	目標指標等の状況	実績値	達成度	施策評価
				(指標測定年度)		
1	安全・安心な学校教育の確保	11,248,271	災害復旧工事が完了した県立学校数(校) [累計]	87校 (95.6%) (平成27年度)	B	概ね順調
			スクールカウンセラーの配置率(市町村教育委員会・公立中学校・県立高等学校)(%)	100% (平成27年度)	A	
			防災に関する校内職員研修の実施率(%)	100% (平成27年度)	A	
2	家庭・地域の教育力の再構築	1,036,531	家庭教育に関する研修会への参加延べ人数(人)[累計]	3,951人 (平成27年度)	A	概ね順調
			地域と連携した取組が学校安全計画に位置づけられている学校の割合(%)	100.0% (平成27年度)	A	
3	生涯学習・文化・スポーツ活動の充実	2,015,966	災害復旧工事が完了した県立社会教育施設・社会体育施設数(施設)[累計]	15施設 (93.8%) (平成27年度)	A	概ね順調
			被災文化財(国・県・市町村指定)の修理・修復事業完了件数(件)[累計]	95件 (99.0%) (平成27年度)	A	

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)  
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

■ 政策評価（原案）

概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・「安心して学べる教育環境の確保」に向けて、3つの施策に取り組んだ。
- ・施策1については、「災害復旧工事が完了した県立学校数」が平成27年度完了予定の2校の復旧工事が完了しなかったため、目標値を下回ったものの、「スクールカウンセラーの配置率」及び「防災に関する校内職員研修の実施率」は前年度と同様、目標値を達成しているほか、被災した児童生徒等への就学支援や心のケアをはじめ、防災教育の充実、「志教育」を通じた復興を支える人材の育成など、各取組において一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策2については、「家庭教育に関する研修会への参加延べ人数」が保育所や学校等からの家庭教育支援講座の開催依頼の増加に伴い、参加者が増加したことから、目標値を大きく上回ったほか、「地域と連携した取組が学校安全計画に位置づけられている学校の割合」では、防災主任研修会や圏域(地域)防災教育推進ネットワーク会議等の開催により地域との連携が図られ、県内全ての公立学校で計画に位置づけられたことにより、目標値を達成することができた。また、地域全体で子どもを育てる体制の整備や防災体制の構築など、各取組において一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・施策3については、県立社会教育施設・社会体育施設の災害復旧工事が松島自然の家(平成31年度完了予定)を除く全ての施設で完了しているほか、「被災文化財(国・県・市町村指定)の修理・修復事業完了件数」についても着実な進捗により目標値を達成することができた。また、みやぎ県民大学を通じた多様な学習機会の提供、震災の記録を後世に伝えるための「東日本大震災文庫」や「東日本大震災アーカイブ宮城」の公開など、各取組において一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価した。
- ・以上のことから、3つの施策とも「概ね順調」と評価しており、政策全体としても「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

課題	対応方針
<p>・施策1では、震災により被害を受けた県立高校の早期復旧・再建に向けた取組を着実に進めるとともに、被災した児童生徒等への就学支援や心のケアを長期的・継続的に行っていく必要がある。また、震災の教訓を生かし、児童生徒の災害対応能力を高める防災教育を推進するほか、地域産業の担い手となる人材を育成・確保していく必要がある。</p> <p>・施策2では、市町村によって、子育てサポーター等が必ずしも積極的に活用できていないなど、地域で子どもを育てる体制が強化されていない場合があることから、県及び7圏域事務所と各市町村の生涯学習部局と保健福祉部局の連携を図る必要があるほか、地域と連携した防災体制については、自治体の防災計画との整合性を確認することや自主防災組織等との合同研修や訓練を実施するなどの取組が求められている。また、児童生徒の災害対応能力を高め、防災意識の内面化を図るため、防災副読本等を活用した防災教育の指導時数を確保する必要がある。</p> <p>・施策3では、津波で被災した松島自然の家の全面再開に向けた取組を着実に進めるとともに、再開までの間、県民の生涯学習活動の促進を図る必要がある。また、東日本大震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を後世や他地域へ継承するために公開している「東日本大震災アーカイブ宮城」を効果的に利活用するほか、引き続き被災文化財の修理・修復を着実な進捗管理により進めていく必要がある。</p>	<p>・施策1については、津波で甚大な被害を受けた農業高校と気仙沼向洋高校の再建、石巻高校と仙台三桜高校の災害復旧工事を適切な進捗管理により進めるなど、生徒が安心して学べる教育環境の整備に取り組むとともに、市町村と情報共有を図りながら、公立小・中学校の災害復旧に係る業務等を引き続き支援していく。また、被災児童生徒等への就学支援については、長期的・継続的に行っていくために必要な財源措置を国に引き続き要望していくほか、被災児童生徒等の心のケアについては、各学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣を継続するとともに、保護者の満足度等からスクールカウンセラー配置の効果等について客観的・複合的な分析を行い、児童生徒の心の変化をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応ができるよう、家庭や関係機関等との緊密な連携体制の構築を図る。あわせて、被災地における児童生徒等の心のケアや対応する教職員等をより直接的に支援するため、庁内横断的組織の設置や相談窓口と訪問機能を一体的に行う組織体制の構築を図るとともに、市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」の運営を支援していく。さらに、防災主任を中心とした防災教育の体制づくりや多賀城高校災害科学科のパイロットスクールとしての機能の充実のほか、「みやぎ産業教育フェア」の開催、現場実習や実践授業等を通じた地域産業を支える人材の育成・確保にも取り組んでいく。</p> <p>・施策2については、市町村との連携を密にしながら、子育てサポーター等の積極的な活用の在り方等について理解を図り、各市町村での家庭教育支援チームの設置を支援するなど、市町村が地域のサポーター等を積極的に活用できる体制を整備していくとともに、保健福祉部局にも積極的に働きかけていく。また、各学校における地域と連携した防災体制づくりが促進されるよう、県レベルで、学識経験者、県防災担当部局、教育庁各課室、各教育事務所・地域事務所、各校長会等で構成するネットワーク会議を開催し、既存の会議や組織を活用するなど負担軽減にも配慮しながら、各圏域、各市町村(支所)、各学校区等の各層におけるネットワーク会議の立ち上げを引き続き支援していくほか、防災副読本等の活用を促進するため、各市町村教育委員会に防災教育推進協力校における実践事例等の周知を図り、学校の実態に応じて、防災教育の指導時数を確保した教育課程の編成を推進していく。</p> <p>・施策3については、松島自然の家の再開までの間は、仮事務所において関係団体の協力を得ながら主催事業や出前事業を積極的に展開していくとともに、平成28年4月に仮事務所を旧東松島市宮戸小学校へ移転し、野外活動フィールド再開後の活動が円滑に実施できるよう準備を進めていく。また、「東日本大震災アーカイブ宮城」については、県内市町村や教育機関等における防災対策や防災教育での利活用を促進するほか、震災関連資料を収集・デジタル化し、資料データの更なる充実を図る。さらに、被災文化財の修理・修復については、特別交付税が措置される補助事業の継続を要望していくとともに、修理・修復が進んでいない個人・法人所有の文化財に対しては、引き続き震災復興基金の積極的な活用を推進していく。</p>